

平成31年3月29日

高松空港特定運営事業等に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、高松空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、高松空港が本来の役割を最大限発揮するために、運営権者が航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ空港運営事業を実施するとともに、施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現することを目的としています。

2. 対象事業者について

対象事業者名：高松空港株式会社

※ 高松空港株式会社は、三菱地所株式会社を代表企業として、大成建設株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社、シンボルタワー開発株式会社から構成されるコンソーシアム「三菱地所・大成建設・パシコングループ」が出資し設立された会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以 上